

電子契約システムに係る事業者向けFAQ

番号	質問	回答
電子契約システム関係		
電子契約ポータル		
1	現在電子調達システムを利用していますが、電子契約ポータルサイトを利用する場合に新たな手続きが必要ですか。	既に電子調達システムのIDとパスワードを取得している方、これに加えてICカードを登録されている方は、新たな手続きを行うことなく電子契約システム（電子契約ポータルサイトを含む。）を利用することができます。
2	電子契約ポータルサイトの全ての情報は、ログインしなければ利用できないのでしょうか。	電子契約ポータルサイトでは、以下の情報の閲覧については、ログインせず利用することができます。 <ul style="list-style-type: none"> • 発注予定、入札公告や見積合せの募集、入札結果などの調達に関する情報 • 入札手続きや電子契約システムの利用に関するお知らせ情報 • 入札・契約に関する規定 • お問い合わせやFAQ
3	電子契約ポータルサイトに通知やお知らせがあった場合に、電子メールでも通知されますか。	事業者様あてに通知やお知らせを電子契約ポータルサイトにお送りしたときには、電子契約システムに登録いただいているメールアドレスにお知らせメールを送信します。
4	メールアドレスについて、複数登録したい場合、どうしたらいいですか。	電子契約システムへ登録できるメールアドレスや当該登録したメールアドレスに対する通知の種類などについては、「電子契約システム操作マニュアル」でご案内します。
書類等の受取り、提出		
5	入札公告に係る仕様書等の資料は、一括でダウンロードができるようになるのでしょうか。	入札公告に係る仕様書等の資料については、複数の書類をZIPファイルにまとめる方法で一括ダウンロードが可能となります。 なお、個別のファイルも従来通り掲載しますので、必要な方をダウンロードしてください。
6	総合評価の技術提案書の提出について、容量等の制限はありますか。	総合評価入札に係る技術提案書の送信容量は、10MB以下となります。10MBを超える場合の提出方法は、総合評価入札の案件ごとにご案内させていただきます。 また、技術提案書が複数のファイルとなる場合は、ZIPファイルにまとめていただくようお願いいたします。
7	事後審査資料など、多くの資料を提出する際に操作が一時的に中断できるよう、一時保存などの機能はありませんか。	事後審査資料などの書類の提出については、電子ファイルのアップロード機能により行っていただきます。提出するファイル数が多い場合は、ZIPファイルにまとめてアップロードしていただくこととしているため一時的に保存する機能はございません。 なお、事業者様からのご意見も踏まえながら、利便性の向上などより使いやすいシステムとなるよう機能改善を行ってまいります。
請求書の提出		
8	請求書については、従来の紙又は電子ファイルを郵送や電子メールで送る必要はありますか。	請求書については、できるかぎり、オンライン画面から入力していただく方法により行っていただくようお願いいたします。 なお、事業者様が独自の請求書や内訳書などの付随書類を作成し、府に提出する場合は、電子契約システムの汎用通知・書類アップロード画面から送信してください。
9	支払方法については、契約ごとに様々な方法（年度末に一括、月払い、前払いなど）がありますが、その請求は、全て電子契約システムで行うことができますか。	契約ごとに定められた支払方法に対応しています。
10	現在、既に契約している案件の請求は電子契約システムで行うことができますか。	既に契約している案件についても電子契約システムからオンラインで行うことができます。
銀行口座登録		
11	銀行口座を複数登録する必要がありますが、どのように行うのですか。	電子契約ポータルサイトの上部メニュー「入札参加資格の登録・変更・名簿等」を選択し、「入札参加資格審査申請」を選択すると電子申請システムにログインできますので、画面中央の「口座情報登録」ボタンから必要な事項を登録してください。 なお、既に電子調達システムにおいて、登録されている口座情報は、電子契約システムに引き継がれますので変更がない場合は、登録し直す必要はありません。

番号	質 問	回 答
その他電子契約システムの機能		
12	既に契約を行っているものについても、電子契約システムを利用して書類の提出を行うことができますか。	既に契約を行っている契約案件についても電子契約システムを利用して書類を提出することができます。
13	オンライン入力について、入力途中で内容を確認する場合もあるので、一時保存機能を入れてほしい。	電子契約システムでは、一度に多くの項目を入力していただくオンライン画面はありませんので、一時保存等の機能を用意していません。 なお、事業者様からのご意見も踏まえながら、利便性の向上などより使いやすいシステムとなるよう機能改善を行ってまいります。
電子契約関係		
同意書		
14	電子契約を行うには、同意書の提出が必要ですか。	電子契約を行う場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。
15	同意書は契約ごとに必要ですか。	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、契約ごとに提出をしてください。
16	契約承認者を複数名記載することはできますか。	電子契約による契約の締結については、契約の承認権限を有している方（代表取締役等の代表者又は事業者の皆様様の社内規定などで定められている契約を承認できる方）1名の記載をお願いします。
17	契約承認者は契約ごとに違っていても問題ないですか。	契約ごとに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出していただきますので、それぞれの契約の承認権限を有している方を記載してください。
18	契約承認者と契約担当者は、同じ人でも問題ありませんか。	問題ありません。その場合は、契約承認者欄のみ記載をお願いします。
19	同意書の契約担当者には、誰を記載すればいいですか。	契約担当者欄には、契約に関して、府からの連絡する際の窓口となられる方を記載ください。
20	同意書に記載する契約承認者のメールアドレスは、何に使われますか。	契約承認者のメールアドレスには、契約の承認入力（電子署名）を行う際にワンタイムパスワードを送信しますので、確実に受信できるメールアドレスにしてください（ワンタイムパスワードの送信は、インターネットで送信しますので、携帯電話会社のメールアドレス等、受信制限設定がされているものは、避けていただくようお願いします。）。
契約の締結		
21	電子契約サービスを利用する際のログインはどのようになるのですか。	電子契約サービスのログイン方法は、以下の2種類となります。 1 電子契約システムにログインした状態から利用する場合 ログイン画面は表示されず、そのまま利用できます（電子契約システムの認証情報が引き継がれます。）。 2 電子契約サービスのみを利用する場合 ログイン画面からID・パスワードの入力又はICカードを接続しPIN番号入力を行ってください。 なお、ID・パスワード又はICカードは、電子契約システムと共通となっています。
22	受注者が電子署名するにワンタイムパスワードとは別にパスワード入力を求められますが、何のパスワードを入力すればいいですか。	電子署名時に求められるパスワードは、電子契約システムのログイン時に必要なパスワードとなります。 なお、電子契約システムへICカードでログインしたまま電子契約サービスを利用した場合は、ICカードのPIN番号を入力してください。
23	ワンタイムパスワードの有効期限はありますか。	有効期限については30分に設定しております。時間経過した場合は、キャンセルボタンから再度繰り返してください。
24	契約の承認入力（電子署名）を契約担当者が行うことはできますか。	電子契約による契約の締結については、契約の承認権限を有している方（代表取締役等の代表者又は事業者の皆様様の社内規定などで定められている契約を承認できる方）の電子署名により承認していただく必要があります。
25	変更契約を行う際に、当初契約時の契約承認者が異動などで、変わった場合はどのようにすればいいですか。	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」で提出していただいた契約の承認権限を有する方が退職や異動などにより、変更があった場合は、再度「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。
26	現在契約中の案件で来年以降設計変更をする機会に電子契約とすることができますか。	既に契約を行っているものについても変更契約を電子契約で行うことができます。
27	契約の締結に関連する契約保証金の納付や保証証の提出などの手続きがありますが、これらの手続きはどのように行うのですか。	電子契約に関連する契約保証金などの手続きについては、電子契約の契約締結手続き（電子契約ポータルを利用して行う電子署名など）前に行うこととなります。 例えば、契約保証金を現金納付していただく場合は、契約締結前に納付書をお送りしますので、事業者の皆様は、金融機関等で納付をしていただき、その納付を確認した後、電子契約の契約手続きを行うこととなります。

番号	質 問	回 答
契約書の保存、原本性の確認		
28	電子契約サービスにおける電子契約書は、何年間保存するのですか。また、保存期間はダウンロードできるのですか。	電子契約書や契約合意情報は、電子契約サービスにおいて、契約終了の翌年度の6月1日を起算日として10年間保存することとしています。その間は、事業者の皆様が電子契約書又は契約合意情報の照会又はダウンロードを行うことができます。
29	電子契約書の原本性の確認とはどのようなものですか。	電子契約書の原本性確認は、電子契約の締結後、事業者の皆様が電子契約書をダウンロードし、保管している電子契約書が改ざんされていないかの確認を行うことができる機能です。 確認方法は、原本性確認機能画面で確認したい電子契約書を読み込ませることにより、電子契約サービス内に保存されている電子契約書と同一かどうかをチェックし、その結果が画面表示されます。
30	電子契約書の原本性の確認は、第三者（契約実績を提出する他の地方公共団体など）でも利用できるのですか。	電子契約書の原本性確認は、確認する電子契約書（PDFファイル）がお手元であれば、電子契約サービスにログインすることなく、どなたでも確認することができます。
31	電子契約書の原本性の確認は、大阪府の電子契約サービスでしか確認できないということでしょうか。	契約書の原本性確認機能は、電子契約サービスの機能となりますので、ご質問のとおり、本府の電子契約サービスの画面でしか当該機能は利用できません。
その他契約手続き		
32	電子契約システムにより様々な手続きがオンラインでできるので、手続きの締め切りの時間の変更などはありますか（締切時間が現状では17:00の場合が、23:59に変更となるなど。）。	現時点では変更ありません。
33	契約手続きに係る期間の見直しは行われるのですか。	現時点では変更ありません。
34	府の各所から見積依頼が多いのですが、ファックスや電話で相談しています。今後の見積もり依頼は、電子契約システムの見積回答から行うのでしょうか。	電子入札や電子見積合せの公告、公募前の予定価格を算出する前のいわゆる参考見積りの場合は、従来どおりの方法（電子メールなど）となります。 電子見積合せによる見積書の提出や契約締結後については、電子契約システムを利用して見積書を提出することができます。
電子保証		
35	電子保証とはどのようなものですか。	電子保証については、西日本建設業保証株式会社などの保証会社や損害保険協会が取り組んでおり、国や一部の地方公共団体において採用されています。 電子保証の取扱い方法ですが、西日本建設業保証株式会社などの保証会社については、D-Sureというサービスを使用しています。また、損害保険協会に加盟している7社の損害保険会社については、別サービスの利用を予定していますが、現在は暫定的な方法（電子メールで電子保証証書を送信する。）で行っています。 これ以外の保険会社や銀行については、現在のところ電子保証を導入する予定はなく、紙による保証証書の発行を行っています。 従いまして、電子保証を行っている保証会社や損害保険会社については、電子保証による手続きを行うことが可能となります。
36	電子保証の場合、来庁する必要はありますか。	電子保証による場合は、来庁は不要となります。 電子保証によらない場合は、従来どおりの方法となります。
37	電子保証でなく、従来どおりの保証証書を提出する方法で行うことはできますか。	電子保証は、事業者様の選択となります。 電子保証によらない場合は、従来どおり紙の保証証書を提出していただくこととなります。
38	契約手続きの流れは、今まで通りですか。	契約手続きの流れについては、大きな変更はありませんが、それぞれの手続き事業者様の利便性の向上の観点から、手続きの改善を行ってまいります。